

国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」
保存管理計画策定委員会

第8回会議

日時 平成25年3月21日(木)
10時～12時
会場 ときわ会館 小ホール

次 第

1 開 会

2 議 題

・「保存管理計画事務局素案改訂骨子案」の検討

3 その他

・今後の保存管理計画策定委員会の予定及び事業について

4 閉 会

「国指定特別天然記念物田島ヶ原サクラソウ自生地保存管理計画書」

「V 保存管理計画」事務局素案改訂 骨子案

V 保存管理計画

1 保存管理の理念と方針

- (1) 保存管理の理念
- (2) 保存管理の基本方針

2 特別天然記念物の本質的価値と構成する要素

- (1) 本質的価値
 - ・サクラソウの自生地
 - ・湿生植物がサクラソウと共に群生する自生地
- (2) 本質的価値を構成する要素
 - ・サクラソウ
 - ・サクラソウと共生する在来の湿生植物群
 - ・氾濫原としての湿地環境
- (3) 本質的価値を保全し活用するための要素
 - ・指定地管理・調査のための工作物等
 - ・指定地活用のための工作物等

3 保存管理の方法

(1) 保存管理の地区区分と取扱い

ア 指定地の区分

- ・第1次指定地
- ・第2次指定地
- ・両指定地に介在する旧村道（未指定地）…追加指定を目指す
- ・指定地管理の原則（本質的価値の保全）

イ 指定地外

- ・指定地外に求められる機能…指定地保全のための機能、指定地管理・活用のための機能
- ・指定地の景観保全
- ・代替できない公益的、防災上の機能

(2) 植生の保全

ア 人為的管理の必要性

イ 保全のための人為的管理

- ・サクラソウや他の湿生植物の増殖

- ・自生地¹の植生を変化させる植物の駆除・抑制
 - ・冬枯れした植物遺体の除却…草焼き／刈り払いの（効果・影響を評価した上での）継続
- (3) 湿地環境の保全
- ・指定地内での措置
 - ・指定地外を含めた措置の必要性
- (4) モニタリング
- ア 植生に関する調査
- ・植物相、サクラソウ等の植生
- イ 指定地の環境に関する調査
- ・水環境と土壌環境
- 4 環境整備
- (1) 環境整備の考え方
- ・保全環境
 - ・活用環境
- (2) バッファー・ゾーン
- ・バッファー・ゾーンの必要性
 - ・バッファー・ゾーンの内容
- (3) 湿地環境の再生
- ・湿地環境再生の必要性
 - ・湿地環境再生の方法
- (4) 活用環境の整備
- ・市民に開かれた公開活用と保全との調和
 - ・観察路の整備
 - ・便益施設
 - ・ガイドンス
- 5 保存管理の体制
- ・文化財保護部局が管理
 - ・関係行政機関間の連携
 - ・専門家による指導・助言の場
 - ・行政機関・専門家との調整・協議の場
 - ・市民意見の反映、市民との協働

VI 活用に向けて

- 1 活用の考え方
- (1) 保存管理の理念実現に向けて
- (2) 活用における原則
- 2 活用の方法
- (1) 学校教育・生涯学習との連携
- (2) 情報発信

V 保存管理計画

1 保存管理の理念と方針

(1) 保存管理の理念

国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」は、荒川河畔に広がる氾濫原に形成された湿性植物の貴重な群生地である。指定名称に冠されるサクラソウをはじめ、絶滅危惧種や希少植物が多数自生しており、多様な湿地植物など地域の生物多様性を維持する上で重要な位置にある。同様のサクラソウ自生地は、かつて荒川流域の随所にみられ、サクラソウの栽培と花観賞の文化を生み出していたが、その後の鑑賞等の濫掘や開発によって姿を消し、今日、往時の姿を留めているのは、この「田島ヶ原サクラソウ自生地」がほぼ唯一のものである。

「田島ヶ原サクラソウ自生地」は「史蹟名勝天然記念物保存法」の下で大正9年に天然記念物に指定された。この時、指定に尽力した植物生態学者の三好は、サクラソウと自生地の価値を次のようにまとめている。

サクラソウは荒川の氾濫原を特徴づける種であると共に、品種改良や遺伝学的研究における重要な材料である。ここ田島ヶ原では、サクラソウが他の植物群落と共存する原野—自生地を形成しており、これを保存することによって、植生全体を保存することができる。また、この自生地は、首都近郊に位置し、交通の便も良いことから、研究や鑑賞に好適な立地であり、名勝地としても意義がある。三好はさらに、田島ヶ原のサクラソウが自生する「原野」を保全するためには、周囲の影響を緩和する十分な面積を含めて保存する必要がある、としている。

ここには、「田島ヶ原サクラソウ自生地」の意義とその保全に関する主要な論点が網羅されている。まず第一は、保存すべき価値である。指定地には、自生するサクラソウはもちろんのこと、それと共存している植生全体を保存できる「自生地」としての価値がある。これが天然記念物としての本質的な価値であり、植生全体を保全することが天然記念物としての保存となるのである。

第二は、活用である。研究や鑑賞の便、さらに進んで名勝地としての意義が高く評価されている。指定地は凍結的に保存されるべきではなく、多くの人が訪れ、学び、あるいは憩い楽しむ場として活用される必要がある。そして、そのような場として定着することによって、サクラソウ自生地を守り伝える心や人を育むことに通じるのである。

第三は、保存と活用を進めるうえでの周辺との関わりである。指定地の保存のためには、保存すべき範囲に及ぼされる外界の影響を緩和する領域が必要であることを三好は説いていた。三好はそれを指定地の範囲内に内包させ、両者の一体的な保全を念頭においていた。

このように、三好の指摘は「田島ヶ原サクラソウ自生地」の意義を把握しそれを保全していく上で、今日においても踏まえるべき原点といえよう。しかし、その後の社会の変化と自生地を取り巻く環境の変化は、「田島ヶ原サクラソウ自生地」に新たな意義を付け加え、さらに自生地に危機を生じさせている。

今日、数多くの植物が絶滅の危機に瀕している。ここ「田島ヶ原サクラソウ自生地」には、絶滅危惧種をはじめ、多くの植物が自生しているのである。このことは、指定地の保全によって、

危機を迎えた他の種をも同時に保存できることを意味している。サクラソウと他の植物が競合しつつ共生している「田島ヶ原サクラソウ自生地」の保全は、人類と共存する生物多様性の保存を同時に果たすこととなるのである。

三好の段階では、豊かな植生を保全するためには、濫掘・盗掘と開墾などの物理的破壊を防いだ上で、「自然」の状態を保持することが重要視されていた。もちろん、人為の徹底排除を求めているわけではなく、三好は、夏場に人の背丈を超えるほど生い茂る「ちがや」(オギやヨシ)を秋に刈り取ることによって、春季のサクラソウの芽生えの環境が整えられていることを指摘している。そこでは、人の生活のための植生に対する干渉が、自生地の植生を維持する働きをしていたことを、鋭く捉えている。地球規模で生物多様性の保全が課題となり、そのための取組みが継続されている現在、氾濫原や里山など人と共生していた環境においては、適切な人為的干渉の有効性が明らかになっている。植生を攪乱する外来植物の侵入をはじめ、内部において危機が生じている現在、自生地とその豊かな植生を保全するためには、人為的干渉を含めた適切な保全管理が必要となっているのである。

また、生涯にわたる学習が定着し、学校教育においても社会との関わりが重視されている今日、サクラソウをはじめとする植物についてはもちろんのこと、植生の保全、ひいては環境の保全のための取組みを間近で観察できる「田島ヶ原サクラソウ自生地」は、学習の場や素材として、大きな価値と果たし得る役割を有している。その場に立つことによって五感で感じ取ることのできる自然環境が指定地にはある。個々の植物が自生する状態を間近で観察でき、総体としての自生地を体感できる指定地の価値を多くの人々が享受し、活用できる意義は大きい。

さらに、「田島ヶ原サクラソウ自生地」は今日、三好が予想した以上に深刻な危機を迎えている。三好の尽力による天然記念物指定直後から始まる環境変化は劇的であり、乾燥化をはじめとする深刻な影響を自生地に及ぼしている。もはや特別天然記念物の指定地の範囲内のみでは、その価値の保全は困難の度合いを増している。指定地の中で完結した保存体制から、指定地の周辺を取り込み、一体的に保存管理し、そして整備を検討すべき段階を迎えているのである。

以上を踏まえ、国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」の保存管理においては、次の3点を基本理念とする。

- (1) 「田島ヶ原サクラソウ自生地」の本質的価値の保全と、未来への継承を第一とする。
- (2) 「田島ヶ原サクラソウ自生地」の文化財的価値を普及・啓発し、積極的に活用する。
- (3) 「田島ヶ原サクラソウ自生地」とその周辺の一体的な保全と活用を図る。

(2) 保存管理の基本方針

上記の理念を実現するために、次の4点を保存管理の上での基本方針とする。

- 1 「田島ヶ原サクラソウ自生地」の指定の価値を損なわないよう、指定当時の植生を維持し、将来にわたり保存・継承していくことが最も重要である。そのために、指定地のモニタリングのための調査や観察を継続して行い、現状を正確に把握したうえで、重要植物種の保護、増殖、外来植物・侵入植物の駆除など、湿地としての自生地環境の維持に向けて適切な管理を行う。
- 2 「田島ヶ原サクラソウ自生地」はさいたま市が誇る特別天然記念物であり、貴重な自然資源でもある。自然・環境学習の場としてはもちろんのこと、憩いや、自然とふれあう場として、さらには観光資源として、自生地の保全と調和した活用を積極的に行う。また、都市化が進展

する中、都市公園として定着し、かつ治水・利水の場の中にある自生地の保全には、市民の理解が不可欠である。さらに、よりきめ細やかな保全と活用を図っていくには、市民との協働もまた不可欠である。指定地の豊かで貴重な植生についてはもちろんのこと、指定地の現状と課題などを積極的に発信し、情報と認識を市民と共有化することに努めつつ、市民との協働の機運の醸成に努める。

- 3 指定地の保全と活用を推進するために、適切な環境保全を図る。その際、周辺環境の変化が指定地に及ぼす影響をかんがみ、指定地の周囲へのバッファゾーン（緩衝帯）の設定や、植栽樹種による自生地への被陰の解消、氾濫原にふさわしい湿地環境の確保を具体的な課題として検討する。さらに自生地が都市公園機能や治水機能と重複した場に位置していることを踏まえ、自生地保全のためにそれらと連携・調和した、一体的な環境整備を図る。

4 より良い保存と活用に向けた整備を実効的、継続的に進めるために、専門家の指導・助言と周辺環境に関わる関係機関等との連絡調整が必要である。それらを継続的に実施するための場の整備を図る。

2 保存管理の方法

(1) 指定地の管理

ア 指定地内への立ち入り

指定地は、貴重な植生が保全されている区域である。そこへの立ち入りは、踏み固め等による植生環境の物理的変化をもたらし、さらにそこに生育する植物に対する負荷となる行為である。したがって、指定地内への立ち入りは原則として認めない。このため、指定地内への立ち入りを抑制するための囲柵等の整備とその維持管理を適切に行う必要がある。

但し、指定地内の植生を維持するためには、後述するように、指定地内における一定の人為的管理が必要であり、指定地の総合的保全のためには、指定地内の調査のための立ち入りも不可避である。したがって、指定地の保全のための管理、調査を目的とした指定地内への立ち入りは、必要最小限の範囲で認めることとする。

イ 指定地の区分

(ア) 大区分—第1次指定地と第2次指定地—

指定の経過から、指定地は150m程を隔てて2つのブロックに分かれている。その内の第2次指定地では、指定後の経過の中で全域が開墾されたため、現在の植生は、その後のおよそ70年をかけて復元されたものである。指定地のこうした実情を踏まえ、「田島ヶ原サクラソウ自生地」の今後の保存管理においては、第1次指定地と第2次指定地との区分を踏襲し、それぞれの実情に即した植生の維持を図ることとする。

(イ) 中区分—第1次指定地内の区分—

指定地の2大区分の内、第1次指定地はおよそ3.3haを占め、指定地の中心的区域である。ここでは、かつての村道が指定地の観察路として位置づけられてはいるものの、指定地には含まれてはいない。さらに、指定地内の一部は、指定当時からの実態的土地利用における通路を踏襲して、観察路として整備されている。以上の観察路によって、第1次指定地内は5つの小ブロックに区分され、それぞれA～E区の呼称を付して、指定地管理の基本単位としている。

指定地内に裸地となる通路が張り巡らされることは、植生の維持の上で好ましいことではない。観察路は、指定地の植生を分断し、さらに、指定地における乾燥化に対して、裸地の存在はそれを促進する要因とも考えられる。その一方で、指定地内への立ち入りを抑制しつつ総合的に管理・活用していく上では、現在の観察路が果たしている機能には大きなものがあり、それは不可欠である。これらの点で、観察路の機能を維持しつつ、指定地の保全に及ぼす影響を最小限に抑える必要がある。

そこで、今後の保存管理においては、現在の観察路の位置を維持した上で、指定地の植生の分断や裸地による乾燥化の促進を緩和する整備を図ることとする。

観察路の整備にあたっては、所管部局との調整を十分に行うと共に、その部分も現在の指定地と一体的に保全することが望ましいことから、特別天然記念物の指定範囲への組み込みを目指すこととする。

(ウ) 中区分—第2次指定地内の区分—

第2次指定地は約0.8haを占める。全体で南北約150m、東西約70mと、南北に細長い形状を呈している。指定地内には、第1次指定地区域と同様の旧村道の路線が2条、所在するが、現状では指定地と一体化した管理が行われている。これについては、公園所管部局の了解のもと、現在の管理状態を維持することが望ましい。従って、第2次指定地においては、管理のための区分は設けないこととする。なお、当該部分の特別天然記念物の指定の方向性については、第1次指定地と同様である。

ウ 指定地内の施設・設備

現在指定地内には、下記の工作物が設置されている。これらについては、指定地の保全・管理・活用上必要なものは、適宜更新しつつ、維持していくこととする。既に役割を終えた施設・設備については、指定地の景観を損なうことのないよう、撤去することとする。なお、その際、指定地の保全に影響を及ぼさない工法をとる必要がある。

第 表 既存の工作物の取り扱い一覧

	工作物	内容	設置年度	設置位置・数量	設置の経緯	取扱い
1	指定地標柱	御影石製	昭和40年度	1次B区		維持
2	指定地標杭(旧)	指定地境界標。コンクリート製	昭和40年度	指定地境界 53基		一部撤去
3	指定地標杭(新)	指定地境界標。御影石製	平成23年度	指定地境界		維持
4	調査用永久枠	10m四方枠の4隅。コンクリート製		1か所4基。A・B・D区3か所、C・E区1か所	木製杭を更新	維持
5	調査用基準杭	世界測地系座標杭。御影石製	平成23年度	1次4基(A・B・C・E区)、2次4基		維持
6	地下水位観測井			1次A・E区各1基、2次1基		維持
7	指定地囲柵	コンクリート製				更新
8	指定地囲柵	擬木製	平成15年度			更新
9	観察路入口標	擬木製(No.8の囲柵とセット)	昭和61年度			更新
10	注意標	金属製	昭和46年度	1次A・D・E区2基、B・C区1基、2次2基	宝くじ協会寄贈	更新
11	説明板	コンクリート基礎、金属製		1次B区2基、E区1基		更新
12	給水用井戸・ポンプ		昭和49年度	1次E区		撤去

一方、指定地の維持管理のためには、指定地内に設けることが不適切な施設・設備等がある。一例を挙げると、維持管理作業用の機材保管施設、除去作業を行った植物個体の一時保管場所などがある。それらは、これまでの保存管理においては、桜草公園管理部局の協力のもと、指定地に近接した公園内において確保してきたところである。今後も当面の間、引き続きこの方法を継続することとする。なお、指定地での機能補完については、環境整備を扱うVI章において、改めて取り上げるものとする。

エ 指定地の管理台帳

次項以下で取り上げる植生管理の上では、実施する各種の取組みの対象範囲の地理的情報の蓄積が必要である。これまで指定地の履歴の記録や植生管理において使用されてきた基本図は、公図をベースとした指定地の地番図であり、各種取組みの結果を総体として蓄積し、それをモニタリングしていく上では、より正確な地理的情報を備えた記録が必要である。こうした点も踏まえて、平成23年度に実施した指定地の用地測量においては、指定地境界標の再設置とともに、位置観測用の基準杭を第1次・第2次指定地にそれぞれ設置した(第表No.5)。今後の管理作業においては、現地における実情に即した位置情報を踏襲しつつ、地理的情報を具備した植生管理台帳を作成することとする。

オ 指定地への植物の持ち込み

指定地に植物を持ち込むことは、指定地本来の種の組成を人為的に攪乱する行為であり、それに付随して、病害虫や病原菌を搬入する危険性をはらんでいる。したがって、指定地外から指定地内への植物の持ち込みは、厳に慎むべき行為である。これに準じて、指定地の近接範囲においても、植物の持ち込みは強く抑制する必要がある。但し、指定地の植生保全、特に絶滅が予測される種が所在する場合の保護・増殖のための措置については、実施の緊急性に即して認めることとするが、指定地の植生に攪乱をもたらさないよう、慎重に実施することとする。

(2) 植生の維持

ア 保全すべき植生

保存管理の理念及び基本方針において示されているように、指定地において保全すべき特別天然記念物としての本質的価値は、サクラソウが他の植物と共生する植生である。但し、指定地の植生は、湿性草原の初期植生から遷移の進行段階にあり、外的な干渉がなければ、最終的にはハンノキ林等へと遷移するとされる。そうした遷移を押し留めてきたのは、オギ・ヨシ等を生活に使用するための刈取り等の人為的干渉と、毎年繰り返される荒川等の増水による河川による干渉であったとされる。そうした干渉が減じた現在、指定地の植生を保全するためには、それを代替する計画的な人為的管理を行う必要がある。さらに、指定地を取り巻く環境の変化が指定地の植生に及ぼす変化を押し留めるための管理も必要である。

こうした前提に立ち、かつこれまで試行を経つつ取り組まれてきた、指定地の植生維持のための各種の行為を批判的に継承して、今後の植生管理を行うこととする。

指定地に対する干渉行為の実施に際しては、実施範囲、方法等を正確に記録した調書を作成すると共に、実施後の成果、影響の有無等を一定期間観察・記録し、効果等を検証する必要がある。

イ 外来植物の駆除・侵入予防

外来植物は、指定地の植生に対して攻撃的に働き、指定地の植生を単一化させる危険がある。このため、これまでの指定地の植生管理においても、外来植物の駆除を継続して実施して来たところである。駆除の対象は次の植物である。

セイタカアワダチソウ、オオブタクサ、ブタクサ、アレチウリ、カキネガラシなど

開花結実期前に個体を抜き取る方法を継続実施することによって、指定地における増殖を抑制する効果を挙げており、今後の保存管理においても、同様の方法による外来植物の駆除を実施することとする。

また、指定地内での駆除と共に、指定地内への侵入を防止する取組みが不可欠である。そのためには、指定地の周囲における外来植物の駆除もまた同時に行う必要がある。これについては、指定地に近接する桜草公園、鴨川、主要地方道さいたま東村山線などの管理と連携した取組が不可欠であり、それらの管理者と協力・連携して実施していくこととする。

ウ 在来植物の制御

これまでの植生管理において、指定地内の植生を構成する在来植物の中で、繁殖力が強く植生の負荷となるものを対象として、繁殖個体数の抑制を目的とした抜き取り（間引き）を実施している。実施方法は、開花結実前の抜き取りである。対象としている植物は次のものである。

ハナウド、ソクズ、コバキボウシ、エナシヒゴクサ、ナワシロイチゴなど

これらは指定地の植生を改変する行為であることから、植生の状態を把握した上で、植生に対する負荷を強く生じた場合に、実施範囲、実施密度等の計画を策定した上で、慎重に実施することとする。なお、実施後に外来植物の進出等、植生を攪乱する新たな事態が生じることのないよう、事後の経過観察を十分に行う必要がある。

エ ノウルシの制御

ノウルシは前項と同じく在来植物であり、指定当時から指定地の植生を構成していた主要な植物である。また、ノウルシは絶滅危惧種に指定されている。したがって、ノウルシは指定地において保護を講ずべき植物であることはいうまでもない。しかしその一方で、ノウルシはサクラソウの競争植物であり、その生育範囲も重複しており、サクラソウより高さが優越するノウルシは、開花結実期のサクラソウに対して日照の阻害をもたらす可能性が高い。この点で、サクラソウの保全の上では、ノウルシに対する一程度の制御が検討される必要がある。

ノウルシの制御については、指定地内において試行実験が実施されたことがあり、その実施後の経過観察を継続し、成果と課題を総括した上で、ノウルシ制御の実施計画を別途策定し、それに基づいて慎重に実施することとする。

オ 樹木の取扱い

指定地内に所在する樹木は、指定地内の開墾が進められた際に、土地の境界を示す目印として植樹された幼樹が成長し、大木化したものが大半であり、第二次指定地においてはその一部が指定地外の公園地内と誤認された際に植樹されたものが若干ある。

こうした樹木が繁茂する景観は、氾濫原に位置する湿地としての景観と大きく異なるものであると共に、樹木の繁茂自体、指定地の植生保全に対する悪影響が指摘されている。このため、指定地内に生育した樹木は、早急に除去する必要がある。

但し、生育する樹木のうち、ハンノキは氾濫原に自生するものであり、適正な管理のもと、湿地の景観を構成する要素として、維持することも可能である。また、樹木の除去は、公園として定着した景観を一変させることとなることや、樹木は一般的には自然保護の象徴的位置づけがなされることが多いことなどから、市民の十分な理解を得る必要がある。さらに、樹木除去作業に際して、指定地の植生に対して影響を及ぼさない工法をとる必要があるが、大木化した樹木の除去には、相応のコストを要することから、全体を一気に除去するには現実的には困難が予想される。したがって、樹木の除去は、緊急度の高い個体から順次除去していくこととする。

樹木の除去に際しては、対象個体の周辺に所在する植生に影響を及ぼさないために、地表際での伐採を原則とする。株の存置によって、株からの幼樹の生育が予想されるが、これについては

定期的に切除し、樹木の再生を抑制することとする。また、今後新たな樹木の成長を予防するために、指定地内に発生した幼樹の除去を継続することとする。

なお、指定地に接して生育している樹木が指定地に及ぼす影響も、指定地内の樹木と同一である。したがって、それらについても除去することが必要である。この点については、環境整備について述べるVI章で再説することとする。

カ 冬枯れした植物遺体の除却

夏季から秋季に指定地内に繁茂した植物群落は、冬季を迎えると冬枯れした個体そのまま地表を覆い春季に至る。この状態は、地表への日光の照射を妨げ、サクラソウをはじめとする植物の生育に対して強い負荷となるものである。かつて指定地一帯は、茅場等として人間の生産活動において資材の供給源として使用されており、オギ・ヨシなどが毎年刈取られることで、地表への日照が回復されていた。こうした生業との共生が失われた現在、地表への日照を確保するための除却作業が不可欠となっている。

この除却作業として、刈り払いと草焼きが行われてきたが、現在は、平成20年春季以降、草焼きを毎年1月に継続実施している。この草焼きには、冬枯れした植物遺体の除却に加えて、植物遺体が指定地の土壌から吸収・個体内に取り込んだ土壌塩類を指定地の土壌に還元する効果、病害虫・菌を焼殺する効果も併せ想定されており、指定地の保全の上で重要な管理行為である。また、指定地に春の訪れを告げる早春の風物詩としても定着しつつあり、指定地の活用や観光資源化の面でも効果が期待される場所である。

但し、草焼きが指定地の保全にもたらす効果は、必ずしも十分に検証されているとはいえない。また、草焼きが指定地に与えるダメージの検討がかつて行われてはいるが、温暖化が進んだ近年においては、サクラソウの出芽が早期化しており、近年の状況に即した影響の有無を確認する必要がある。越冬する昆虫を焼殺することによる指定地の植物繁殖環境への総合的検証も行われる必要がある。

以上を踏まえ、当面の間、草焼きの実施を継続することとするが、実施に当たっては、適正な実施時期、安全性の確保に十分留意し、安全確保のための措置を十分講じると共に、降灰等の影響が予想される周辺地域に対する事前周知と理解を得るための取組みを継続して実施することとする。

その上で、草焼きの効果・影響を総合的に把握し、効果を検証するための調査を定期的に実施することとする。

(3) 人為増殖と保存

ア 対象

前項では主に抑制・制御する行為を取り上げた。本項では、そこから一歩進んで、特定種を対象とした増殖のための行為を取り上げる。対象とするのは、サクラソウと、指定地内に生育する希少種・絶滅危惧種の植物である。

イ サクラソウの人為増殖

株数の減少や、クローン繁殖が主たる繁殖方法となっていることなど、指定地におけるサクラソウの将来には懸念される要素が大きい現状を踏まえると、サクラソウの増殖を人為的に図っていくことも必要である。指定地においては、これまでにサクラソウの増殖を図るための試みとして、自生地内で採取した種子の播種と、採取した種から発芽させた株の植え込みが行われた。こ

れらは、平成8年度から平成12年度に実施された「サクラソウ保護増殖実験調査」において行われたものである。これに先立って行われた人為的増殖に類する行為として、指定地近傍のサクラソウの自生地（指定地外）に自生していたサクラソウ株を、植生が破壊された指定地内の開墾跡地への移植が行われたこともあった。

一方、各地のサクラソウ保全の取り組みにおいては、ポリネータ不足による繁殖方法のクローン繁殖への単一化や自家花粉の増加に対する対処として、人工授粉が効果を挙げており、当指定地における「荒川調節池工事に伴う影響調査」においても人工授粉の有効性が指摘されている。

以上を踏まえ、今後の指定地保存管理においてサクラソウの人為増殖を図る場合の方法には、次のようなものが挙げられる。

- ① 指定地内のサクラソウ個体から採取した種子の播種
- ② 採取した種子から発芽させた株の植え込み
- ③ 開花株に対する人工授粉

実施に際しては、その都度、実施計画を策定した上で、計画に基づいて実施することとし、実施後にはその効果・影響の調査・検証を的確に行うことが必要である。実施計画においては、採用する方法とその実施時期・期間、種子もしくは花粉を採取する個体の位置・範囲、実施対象とする指定地の範囲、増殖に使用しなかった種子・花粉の取り扱い、その他増殖事業の実施と実施後の検証に必要な事項を定めることとする。また、計画の策定から実施、検証の全体にわたって、専門家の指導・助言を受けることとする。

なお、指定地外から指定地内への植物の持ち込みは原則として認められないことから、採取した種子・花粉の管理や、苗の育成については、保管・育成場所を適切に管理しなければならない。また、実施計画策定以前に指定地から移出・繁殖した個体の再移入（移植）は、指定地内におけるサクラソウの存続のために他の方法がない場合以外には実施しないこととする。

ウ 絶滅危惧種等の人為増殖

基本的な取り扱いは、サクラソウの場合と同様とするが、サクラソウに比して、増殖のための技術・手法が確立・検証されていない面があり、またその増殖が他の植生に及ぼす影響も事前には把握できないため、サクラソウ以上に慎重な取り扱いが必要である。実施する種の選択、方法、実施個所等、十分検討した上で実施し、必要な記録の作成及び実施後の効果・影響調査が必要であることは、サクラソウの場合と同様である。

(4) 現状の把握・記録と調査

ア 植生に関する調査

(ア) サクラソウ生育状況調査

1965年以來、第1次指定地内の11か所において、サクラソウの株数調査を継続している。調査の実施時期は、サクラソウの開花期である4月～5月である。自生地を構成する重要な植物種であるサクラソウの個体数の推移を示す定量的データが蓄積されている。自生地におけるサクラソウの動態を継続的に把握し得る唯一のデータであり、今後もこの調査を実施していく必要がある。

(イ) 植物相調査

1963年以來継続して実施されている調査である。概ね4月～10月に指定地内を踏査して、維管束植物フロラを調査し、指定地に現生する全分類種を記録している。調査の継続によって、指定

地内から消滅した種と新たに出現した種の把握をはじめ、指定地における植生の動態が把握されると共に、指定地とその近接地で発生した環境変化が植生に及ぼした影響も観察・記録されている。指定地における植物相を構成種の面で把握する、最も基礎的な情報を収集・蓄積している調査であり、今後も継続して実施する必要がある。

(ウ) 植物群落分布調査及び植生調査（植生図）

植生の全容とその構造を面的に把握するための植生図作成は、指定地においてはこれまで実施されていない。植生の現状を正確に把握するためには、定期的に植生図を作成することが望ましい。但し、4.2ha に亘る指定地の植生図を作成するには、数年を要することなどから、短いスパンでの定期作成には困難を伴うのも現実である。

その間の欠を補うために、特定の種を対象とした群落分布調査（群落分布図作成）を一定期間ごとに行うこととする。群落分布調査については、1回の調査を単年度で完了できるよう、対象とする種を絞り込むと共に、実施の方法についても、空中写真解析をはじめとする効率的かつ指定地内への影響の軽微な方法を採用することとする。これまでに指定地では、1984年、1985年、2012年の3回、群落分布調査が実施されており、今後の保存管理においてもより短いスパンで定期的に調査を実施することが望ましい。

これらの調査を実施することによって、指定地における植生の在り方を面的・地理的情報を具備して正確に把握することができる。そして、毎年実施する上掲（ア）・（イ）の調査と補完しあうことで、指定地の植生とその変化を把握し、客観的な記録を整備し、保全のために必要な措置とその方法を策定する基礎とすることができる。

(エ) サクラソウ群落の構造解析

指定地におけるサクラソウの将来に指摘される消滅の懸念を踏まえると、現存するサクラソウ群落の構造解析は不可欠な作業である。前節で取り上げた増殖のための取組みをより効果的に行うためにも、同一クローンの範囲や自家受粉の反復による遺伝子レベルでの現状を把握する必要がある。特に、IV章までで整理したように、指定地におけるサクラソウの現在の在り方は、指定後における人為的改変を経て成立している。そうした経過をも踏まえつつ、指定地の価値を構成する重要な要素であり、指定地の象徴でもあるサクラソウの保全に万全を期するためには、サクラソウ群落の構造解析を実施することが望ましい。

調査の実施に際しては、(ウ)において整理されたサクラソウ群落の分布範囲情報を活かしつつ、実施計画を策定した上で、計画に基づいて実施することとし、実施後には、把握された基本単位のその後の推移を観察し、正確に記録することが必要である。また、そのためには、上記諸調査の実施に際しても、当調査の結果を踏まえた取組みが必要である。

イ 指定地の環境に関する調査

(ア) 地下水位の観測

国土交通省荒川上流工事事務所が指定地内に設置した観測井の観測データが蓄積されている。指定地の水環境とその推移を示すデータであり、今後もデータの蓄積を続け、必要な解析・分析を継続することが望ましい。

(イ) 土壌環境の調査

交通量の多い県道に接した立地、自生地を形成した氾濫原としての環境の喪失、草焼きの継続

実施など、指定地には、植生の保全に必要な土壌環境を変容させる可能性のある要因が数多くある。植生の生育環境を損なう恐れのある土壌環境に対策を講じるためには、その状態を正確に把握する必要がある。そこで、土壌調査を定期的実施し、指定地の土壌環境を把握することが望ましい。

3 保存管理の体制

(1) 指定地の管理

さいたま市は指定地について、史跡名勝天然記念物の所在する市の地方公共団体として、文化財保護法に基づく一定の管理権限と管理義務を有している。そしてまた、指定地全域の土地所有者でもある。したがって、特別天然記念物所在市としての文化財保護法上の責務と共に、指定地の所有者としての文化財保護法上の責務の双方を負っている。さいたま市が特別天然記念物指定地の保全に負う責務は重い。

この責務を瑕疵なく果たしていく上では、指定地の保全に権限を有する埼玉県教育委員会及び文化庁との密接な連携が不可欠であり、この点で、指定地の管理は、さいたま市の文化財保護行政担当部局が所管することを原則とする。

もとよりさいたま市では、指定地の十全な保全のために桜草公園を整備したことをはじめ、関係部局の連携のもと、指定地の保全に努めているところである。とはいえ、桜草公園が市営の都市公園として市民に定着し、かつ河川区域内に立地し、さらに近接して県道や県営の公園も所在するなど、自然環境の中の一画の保全を図るのとは大きく異なった環境のもとにあることを踏まえれば、市の文化財保護行政担当部局のみで、法に基づく指定地の保全を全うするのは不可能である。これまで以上に、市の関係部局との連携が必要であることは勿論のこと、近接する公共施設等を所管する他の行政機関の協力を得ることも不可欠である。

今回の保存管理計画策定もそうした関係行政機関等との連携と協力によって実現したものであり、既に連携と協力の関係性は構築されている訳だが、今後も指定地の現状と課題に関する情報と認識を共有し、連携・協力して対処する関係を維持・強化する必要がある。

さらに、広域にわたる指定地の保存管理をよりきめ細やかに実施していく上では、市民の理解と協力が不可欠であり、さらに進んで市民との協働の取組みも重要である。

(2) 植生の管理

指定地の本質的価値である植生を保全する上では、経常的な管理の実施と、管理の方法や環境整備につながる方針・方向性の決定の二つの局面において、専門家による指導・助言や参画が必要である。

経常的な管理の実施の局面では、植生管理や植生調査等において、現地における対象個体の特定や保全面での作業監理に専門家の指導が必要である。総じて、指定地における植生の現状を把握し、本計画に基づく管理を実施していく上では、専門家の直接的な参画が不可欠である。

これまでの指定地における植生管理・調査においては、さいたま市文化財保護条例第7条に基づく文化財調査専門員に専門家を委嘱し、指導・助言を仰ぎ、さらに植生管理・調査の実務への参画を得て実施してきた。今後の経常的植生管理においても、こうした機動性ときめ細やかさを兼ね備えた実施体制の継続が望まれるところである。

一方、管理方法の決定や、方針・方向性の決定の局面では、多分野にわたる専門家の指導・助言を得て、多方面からの検討を踏まえて適確な決定を行う必要がある。

(3) 連絡調整の場の整備

第1項における関係機関との連携・協力を進める上では、指定地の現状と課題についての情報と認識の共有を深化させる必要がある。また、第2項における多分野の専門家の指導・助言と方法等決定には、専門家間の協議が必要である。さらに、課題解決のための現実的な方法の検討や、

指定地の保全のためのよりよい整備を実効的、継続的に進める上では、周辺環境に関わる関係機関等と専門家との意見交換、連絡調整が必要である。そこで、それらを継続的に実施するための場の整備を図ることとする。さらに、指定地の活用や、指定地保全のための整備を進める上では、市民の意見を直接反映させることも必要である。

「国指定特別天然記念物田島ヶ原サクラソウ自生地保存管理計画書」

構成案

- I 保存管理計画策定の目的と経過
 - 1 計画策定の目的
 - 2 計画策定の経過

- II 特別天然記念物田島ヶ原サクラソウ自生地とその環境
 - 1 指定地の位置
 - 2 自然環境
 - (1) 気象
 - (2) 地形と地質
 - ア 地形の概要
 - イ 荒川低地の概要と地質
 - ウ 指定地の地形
 - (3) 植生
 - 3 社会的環境
 - (1) 人口
 - (2) 土地利用
 - (3) 産業
 - (4) 交通
 - 4 歴史的環境
 - (1) 概要
 - (2) 近世における指定地周辺

- III 特別天然記念物田島ヶ原サクラソウ自生地の概要
 - 1 指定の経過とその範囲
 - (1) 史蹟名勝天然記念物保存法に基づく指定
 - (2) 文化財保護法に基づく指定
 - (3) 指定の範囲と公有地化の経過
 - ア 指定地の範囲
 - イ 公有化の経過
 - 2 指定後の経過
 - (1) 指定地の変容
 - ア 指定地内における原状の変容
 - イ 指定地を取り巻く環境の変容

- (ア) 志木街道（埼玉県道・東京都道 40 号さいたま東村山線）の整備
 - (イ) 荒川上流改修工事と鴨川の改修
 - (ウ) 荒川第一調節池工事と彩湖公園の整備
 - (エ) 秋ヶ瀬公園の整備
 - (オ) 桜草公園の整備
 - (カ) その他の開発
- (2) 調査の進展
- ア 中野治房の調査
 - イ 保全のための調査
 - (ア) サクラソウ繁殖状況調査
 - (イ) 国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」緊急調査
 - (ウ) 浦和市内天然記念物緊急調査
 - (エ) 荒川調節池工事に伴う特別天然記念物田島ヶ原サクラソウ自生地影響調査
 - (オ) 特別天然記念物田島ヶ原サクラソウ自生地保護増殖実験調査
 - (カ) 特別天然記念物田島ヶ原サクラソウ自生地保存管理計画策定に伴う調査
- (3) 保全と管理の取組み
- ア 概要
 - イ 施設・設備の整備
 - (ア) 観察路と囲柵の整備
 - (イ) 給水設備の整備
 - (ウ) その他の設備等整備
 - 指定地境界標／指定地標柱／指定地説明板／指定地標杭／注意喚起板／
 - サクラソウ株数調査永久杵杭／地下水位観測井
 - ウ 植生の管理
 - (ア) 外来植物等の駆除・侵入予防
 - (イ) 在来植物の制御
 - (ウ) ノウルシの制御
 - (エ) 樹木の抑制
 - (オ) 冬枯れした植物遺体の除却
- (4) 活用と情報発信の取組み
- ア 概要
 - イ 活用
 - 各種パンフレット／サクラソウ講演会／見学会／70 周年記念論文集（平成 2 年度）
 - ／サクラソウ weeks（平成 24 年度～）
 - ウ 情報発信
 - 『サクラソウ通信』（平成 7 年度～ ）／市ホームページでの発信（開花状況速報・文化財としての紹介・「サクラソウ自生地の四季」（平成 24 年度～））
 - エ 市民意識の把握

IV 特別天然記念物田島ヶ原サクラソウ自生地の現状と課題

- 1 課題の抽出
- 2 指定地を取り巻く環境
 - (1) 気象・気候の変動
 - (2) 土地利用形態

- 3 植生
 - (1) 所在する植物
 - (2) 群落の構成とその分布
- 4 サクラソウ
 - (1) 数量(株数)
 - (2) 開花状況
 - (3) 繁殖状態

V 保存管理計画

- 1 保存管理の理念と方針
 - (1) 保存管理の理念
 - (2) 保存管理の基本方針
 - 2 保存管理の方法
 - (1) 指定地の管理
 - ア 指定地への立ち入り
 - イ 指定地の区分
 - (ア) 大区分-第1次指定地と第2次指定地-
 - (イ) 中区分-第1次指定地の区分-
 - (ウ) 中区分-第2次指定地の区分-
 - ウ 指定地の施設・設備
 - エ 指定地の管理台帳
 - オ 指定地への植物の持ち込み
 - (2) 植生の管理
 - ア 保全すべき植生
 - イ 外来植物の駆除・侵入予防
 - ウ 在来植物の制御
 - エ ノウルシの制御
 - オ 樹木の取扱い
 - カ 冬枯れした植物遺体の除却
 - (1) 人為増殖と保存
 - ア 対象
 - イ サクラソウの人為増殖
 - ウ 絶滅危惧種等の人為増殖
 - (2) 現状の把握・記録と調査
 - ア 植生に関する調査
 - (ア) サクラソウ生育状況調査
 - (イ) 植物相調査
 - (ウ) 植物群落分布調査及び植生調査
 - (エ) サクラソウ群落の構造解析
 - イ 指定地の環境に関する調査
 - (ア) 地下水位の観測
 - (イ) 土壌環境の調査
- 3 保存管理の組織と体制

- (1) 指定地の管理
- (2) 植生の管理
- (3) 連絡調整の場の整備

VI 環境整備に向けて

- 1 環境整備の考え方
 - (1) 保存管理の理念実現に向けて
 - (2) 環境整備における原則
- 2 環境整備の方法

VII 活用に向けて

- 1 活用の考え方
 - (1) 保存管理の理念実現に向けて
 - (2) 活用における原則
- 2 活用の方法

付編 (関係資料)

保護年表／文献目録／会則／委員名簿／
群落分布調査／土壌等調査など